

令和8年度 和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金 募集要項

1 目的

本市が有する自然、歴史、文化、食等の魅力的な地域資源を活用した稼ぐことのできる観光コンテンツを創出することにより、市内における観光消費を促し、観光産業の振興に寄与することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金額

- (1) 事業費のうち、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）又は1,000,000円のうちいずれか少ない額とする。
- (2) 補助対象経費は、別表1のとおりとする。

3 採択予定件数

3件程度（予算の範囲内）

4 事業期間

交付決定日 令和8年6月中旬（予定）～令和9年2月28日（日）

※事業期間は、経費の支払い完了も含めた期間とする。

5 補助対象事業者

- (1) 次のいずれかの事業者であること。

- ① 法人
- ② 個人事業主（直近2年間に事業実績があること。）

- (2) 次の要件をいずれも満たす事業者であること。

- ① 市税及び国税を完納していること。
- ② 申請者又はその役員が次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 法人で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当する者

ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者

- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではない者
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではない者

(3) 留意事項

複数の事業者が連携して事業を行う場合は、代表事業者が応募を行うものとする。また、代表事業者は、構成事業者が上記（2）で示した要件を満たす事業者であることについて、責任をもって確認を行うものとする。

6 補助対象事業

(1) 補助対象事業の内容

本市が有する魅力的な地域資源を活用して顧客目線での体験プログラムやツアー等といった地域の魅力を向上させるサービスを企画し、実施されるもので、市内の宿泊客数及び観光需要を増加させ、本補助事業終了後も継続的な実施が見込まれる事業であること。

(2) 補助対象事業のその他の要件

- ① 市外からの誘客が見込める事業であること。
- ② 補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から2年間継続して観光コンテンツの提供を行える事業であること。
- ③ 和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づく補助金以外の補助金、負担金等の経済的支援を受けていない事業であること。
- ④ 本市が共催していない事業であること。
- ⑤ 観光コンテンツの提供が市内で行われる事業であること。
- ⑥ 新規の事業であること又は過去に実施したことのある事業のうち、発展若しくは拡充が行われる事業であること。
- ⑦ アンケート調査等で、事業の評価、参加者の属性、宿泊客数、NPS（ネットプロモータースコア）等を把握できる事業であること。

(3) 次のいずれかに該当する事業は、補助対象外とする。

- ① 物品の購入及び施設の新設や改修を主たる目的とする事業
- ② 既存事業の軽微な変更など、新規性に乏しい事業
- ③ 政治活動又は宗教活動と認められる事業
- ④ 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業
- ⑤ その他、市長が適当でないと認める事業

7 応募方法

(1) 受付期間：令和8年4月1日（水）～同年5月7日（木）17時【必着】

(2) 応募書類：「本募集要項13（1）参加申込」の書類

(3) 提出方法

① 電子メール

- ・メールアドレス kanko@city.wakayama.lg.jp
- ・電子メールの件名の冒頭に、必ず「【稼コン応募】」と付記してください。

② 持参

- ・提出先 和歌山市 産業交流局 観光国際部 観光課 政策誘客班
(和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所本庁舎10階)

(4) 留意事項

- ① 応募は、1事業者1提案とする。
- ② 関係法令及び条例を遵守し、交付要綱に示した要件を満たすとともに、事前に関係機関へ必要な確認を行った上で応募書類を作成すること。
- ③ 応募書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とする。
- ④ 本補助事業は、応募者が主体的に立案した事業の実施を支援するもので、企画、立案等のコンサルティング料を含む事業は補助対象外とし、必要な場合は、応募時点で協議済みの確定した事業計画であること。なお、その費用は、上記③のとおり、応募者の負担とする。
- ⑤ 応募書類に関連する資料の追加提出や応募書類の修正を求める場合がある。

8 本事業に関する質問

(1) 質問方法

- ① 使用様式：質問書（本募集要項 別記様式第1号）
- ② 受付期間：令和8年4月1日（水）～同年4月24日（金）
- ③ 提出方法：電子メール
※電子メールの件名の冒頭に、必ず「【稼コン質問】」と付記してください。
- ④ 提出先：kanko@city.wakayama.lg.jp

(2) 回答方法（随時回答）

本市ホームページ（<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/kankou/1059344/index.html>）で公開する。

※質問者の事業活動情報となる質問に対しては、質問者に対してのみメールにて回答する。

(3) 回答日（公開日）：令和8年4月28日（火）までに回答する。

(4) 留意事項：回答内容は、本募集要項と同等の効力を持つものとする。

9 オンライン説明会

(1) 開催日時：令和8年4月15日（水）14時～14時30分（終了予定）

(2) 申込方法：LoGoフォーム（<https://logoform.jp/form/fKMM/1099652>）

(3) 申込期間：令和8年4月1日（水）～同年4月13日（月）

10 審査方法

(1) 審査の流れ

① 応募資格の確認

応募書類が交付要綱及び本募集要項に示した要件を満たしていることを確認する。確認結果によって、審査の対象外となる場合は、該当の応募者に通知する。

② 公開プレゼンテーション

ア 応募者は、別途指定する日時・会場に出席するものとする。公開プレゼンテーションで説明を行う者は、併せて3名以内とする。

イ 応募書類のうち、公開プレゼンテーション資料を使用して説明を行うものとする。

ウ 公開プレゼンテーションは、応募者が10分間（予定）で事業内容を説明し、その後、評価員及び外部アドバイザーによる質疑を行うものとする。

エ 応募書類及び公開プレゼンテーションの質疑応答の内容を踏まえ、評価員4名が採点する。

オ 応募件数によって、公開プレゼンテーションの実施前に書類審査等を行い、公開プレゼンテーションに参加できる事業者を選定する場合がある。

(2) 評価項目

別表2のとおりとする。

(3) 採択事業者の選定

- ① 別表2の評価項目①から⑥までの評価員の平均獲得点数（以下、基準点という。）が60点以上の事業者であること。（基準点が60点未満の事業者は不採択とする。）
- ② 上記①の該当事業者の中から、別表2の全ての評価項目における評価員の平均獲得点数（以下、総合点数という。）が高い順に採択する。また、加点テーマ1から3までのテーマに該当せず、テーマを選択しない事業については、基準点の点数を総合点数とみなすものとする。なお、採択状況によって予算に余剰が生じた場合、3件を超えて、事業を採択する場合がある。その場合において、予算残額が採択しようとする事業者の補助申請額に満たないとき、申請可能な金額を事業者へ通知するものとする。通知を受けた事業者は、定められた期限までに交付申請をするかどうか回答する。通知を受けた事業者が交付申請しない場合、次点の事業者と同様の通知を行うものとする。なお、予算の範囲内でこれを繰り返すものとする。
- ③ 審査の結果は応募者に文書で通知する。また、本市ホームページでも公表する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その応募者を失格とする。

- ① 応募書類の様式、提出方法、提出先及び提出期限に適合しない者
- ② 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない者
- ③ 公開プレゼンテーションに出席しなかった者
- ④ 虚偽の申請を行い、応募資格を得た者
- ⑤ 審査の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

(5) その他

採択事業者が定めた期限までに交付申請を行わない場合又は採択事業者若しくはその構成事業者のいずれかの者が交付要綱に示した要件を欠いた場合、審査の結果の次点の者を補助対象事業者とすることができるものとする。

1.1 成果報告会（令和9年4月中旬～下旬に公開で実施予定）

採択事業者は別途指定する日時・会場で事業1年目の成果報告を行うものとする。また、成果報告会で使用する資料は、実績報告の内容に基づいて作成するものとする。なお、当該資料は本市の観光産業の振興に寄与することを目的に、取組事例として本市ホームページ等で公開するものとする。ただし、事業活動情報など公開することで、採択事業者の権利利益を害するおそれがある内容については公開しないものとする。

「事業2年目の補助」については、成果報告会で厳格な審査を実施して、一定の要件を満たす採択事業者に対してのみ補助を行うものとする。なお、令和9年度当初予算で成立した内容に応じて、制度の変更・廃止が生じる可能性があることに留意してください。

1.2 事業実施状況の報告

(1) 報告内容

- ① 事業2年目（令和9年度）実施状況は、令和10年4月28日（金）までに報告する。ただし、事業2年目の補助を受ける事業者は、当該年度の報告を省略する。
- ② 事業3年目（令和10年度）実施状況は、令和11年4月27日（金）までに報告する。

(2) 提出書類

「1.3(6) 事業実施状況の報告」の書類

1.3 提出書類

(1) 参加申込

- ① 参加申込書（交付要綱 別記様式第1号）
- ② 事業計画書（交付要綱 別記様式第2号）
- ③ 収支予算書（交付要綱 別記様式第3号）
- ④ 直近2年間の財政状態及び経営成績を明らかにする書類
ア 法人：貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書などの財務諸表
イ 個人事業主：確定申告書（第一表・第二表）
白色申告の方は、収支内訳書（1・2面）
青色申告の方は、所得税青色申告決算書（1～4面）
- ⑤ 公開プレゼンテーション資料（見やすさなどに配慮して、図、表、写真等を適宜追加）
- ⑥ チェックリスト表（本募集要項 別記様式第2号）

(2) 交付申請

- ① 交付申請書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第1号）
- ② 現在事項全部証明書（補助対象事業者が法人の場合に限る。）
- ③ 住民票（補助対象事業者が個人の場合に限る。）
- ④ 納税（完納）証明書
※本市が賦課徴収する市税が無いなどで証明書が提出できない場合は、市税課税無の報告及び市税の課税状況等調査承諾書（交付要綱 別記様式第4号）を代わりに提出する。
- ⑤ 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税に未納の額がないことを証する書類（納税地を所管する税務署が発行する納税証明書で、法人は納税証明書の様式その3の3、個人は納税証明書の様式その3の2）
- ⑥ 誓約書（交付要綱 別記様式第5号）
- ⑦ 役員等調書及び照会承諾書（交付要綱 別記様式第6号）
- ⑧ 印鑑証明書

(3) 実績報告

- ① 実績報告書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第4号）
- ② 事業報告書（交付要綱 別記様式第8号）
- ③ 収支決算書（交付要綱 別記様式第9号）
- ③ 収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書、支出明細等）の写し
- ④ 領収書等の整理表（交付要綱 別記様式第10号）

(4) 交付請求（応募の際に概算払を希望していた場合、交付決定後に提出する。）

- ① 交付請求書（和歌山市補助金等交付規則 別記様式第6号）
- ② 口座振替申出書

(5) 成果報告会

- ① 実績内容が分かる資料（見やすさなどに配慮して、図、表、写真等を適宜追加）
- ② 事業2年目の補助に関する資料（申請者のみ）
ア 事業継続支援申出書（交付要綱 別記様式第12号）
イ 事業計画書（交付要綱 別記様式第2号）
ウ 収支予算書（交付要綱 別記様式第3号）

(6) 事業実施状況の報告

- 事業実施状況報告書（交付要綱 別記様式第11号）

1 4 スケジュール

応募期間	令和8年4月1日(水)～同年5月7日(木)17時(必着)
↓	
質問の受付	令和8年4月1日(水)～同年4月24日(金)
質問への回答(随時回答)	令和8年4月28日(火)までに本市HPで公開
↓	
オンライン説明会の申込	令和8年4月1日(水)～同年4月13日(月)
オンライン説明会	令和8年4月15日(水)
↓	
公開プレゼンテーション	令和8年5月中旬～下旬(予定)
↓	
採択事業者の決定	令和8年5月下旬(予定)
↓	
交付申請	採択事業者の決定～令和8年6月上旬(予定)
↓	
交付決定	令和8年6月中旬(予定) ※概算払の場合は、交付決定日以降に支払処理
↓	
事業期間	交付決定日～令和9年2月28日(日) ※交付決定日前の発注・契約・支出行為に伴う経費は、補助対象外
↓	
実績報告	事業完了後30日以内又は令和9年3月10日(水)のいずれか早い日
↓	
補助金額の確定(支払い)	令和9年3月31日(水)(予定)
↓	
成果報告会	令和9年4月中旬～下旬(予定)

別表 1 (補助対象経費)

区 分	項 目
報酬	事業実施のために臨時的に雇い入れた活動スタッフ等（アルバイトを含む。）の人件費
報償費	講師、専門家、出演者等の派遣に要する謝礼金（ただし、補助対象経費の合計5パーセント以内とする。）
需用費	チラシ、ポスター、看板等の作成に要する消耗品費又は印刷製本費
委託料	専門知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び 賃借料	イベント等の会場等の使用料又は機器等のレンタル料
役務費	通信運搬費、広告料（WEB広告等に要する経費）、手数料、保険料、翻訳料及び通訳料
備品購入費	耐用年数が1年以上で、汎用性がなく事業実施に必要な機器等の購入費
その他	その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めたもの

上記の表にかかわらず、次のものは補助対象経費としない。

- ①家賃（敷金等を含む。）
- ②土地の取得、造成及び補償に関する経費
- ③補助対象事業者の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）
- ④補助対象事業者の構成員に対する謝礼金
- ⑤海外渡航費用
- ⑥火災、地震等の家屋に係る保険料
- ⑦その他事業に直接関係のない経費又は市長が社会通念上適切でないと認めた経費

別表2（評価項目）

評価項目	内容	配点	合計点
①継続性	「収益性」があり自走可能な観光コンテンツであるか。	10	15
	観光コンテンツの「価格設定」は妥当であるか。	5	
②実現性	企画・実施に係る「具体的なスケジュール」が示されており、適正かつ円滑に実施できる体制となっているか。	10	15
	事業者の「実績」又は「財務体質」は十分かつ健全であるか。	5	
③独自性と新規性	「独自のアイデア」が盛り込まれた「新規性」のある観光コンテンツで、観光客の誘客促進が期待できるものか。	15	15
④集客と誘客	ターゲットの設定と、そのニーズの分析に整合性があるか。	5	25
	認知から予約・決済に至るまでの販売戦略（プロモーション・導線設計）が、収益の確保につながる仕組みとして計画されているか。	10	
	観光客の満足度を高める工夫があり、「リピーターの獲得」が期待できる観光コンテンツであるか。	5	
	歴史、文化、自然、農水産物などの「本市の観光資源」を生かした高付加価値な観光コンテンツであるか。	5	
⑤予算の適切性	「補助対象経費の内訳」が事業の規模・内容に適したものであるか。	10	10
⑥地域貢献度	法人にあつては市内に本店又は主たる事務所を有しているか。または、個人にあつては市内に住所を有しているか。	5	20
	地元住民の雇用や地産地消を考慮し、「地域の経済活性化」に貢献する観光コンテンツであるか。	5	
	市内2箇所以上の場所に誘導するなど、「周遊促進」につながる観光コンテンツであるか。	5	
	「市内の宿泊客数」の増加が期待できる観光コンテンツであるか。	5	
加点点テーマ1 ナイトタイム エコノミー促進	本市の地域資源を夜間に活用し、飲食店、宿泊施設等との連携によって滞在時間を延ばして、市内宿泊客数の増加に寄与する事業で、年間を通じて販売可能なもの。	20	20
加点点テーマ2 インバウンド誘客	海外市場のニーズを分析し、本市の地域資源を活用した『ここできかない』希少性の高い体験を提供する事業で、明確なターゲット設定と販売チャンネルを持ち、年間を通じて販売可能なもの。		
加点点テーマ3 ゲートウェイ シティ形成	広域観光の拠点（ゲートウェイ）として旅の質を向上させる事業で、出発前の「準備」や、行程を終えて本市へ戻った際の「休息」を促す具体的な仕掛けがあり、年間を通じて販売可能なもの。		
加点点テーマ4 旅育促進	本市の自然・歴史・産業を生かした、その道のプロから専門的な知識・技術が直接学べる体験事業で、こどもの成長や大人の探究心に応える『質の高い学び』を提供し、年間を通じて販売可能なもの。		

質問書

和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業の内容について、質問書を提出します。

質問者	所在地	
	事業者名	
	代表者名	
	担当部署	
	担当者名	
	電話	
	メールアドレス	

No	質問
1	
2	
3	

質問多数の場合は適宜追加してください。

2 補助対象事業者、補助対象事業の要件

確認欄	内容（すべての要件を満たしているか確認の上、確認欄に✓を入れてください。）
<input type="checkbox"/>	<p>補助対象事業者</p> <p><u>次の要件をいずれも満たす事業者であること。</u></p> <p>(1) 個人又は団体にあつては、法人格を有する者に限る。</p> <p>(2) 個人にあつては直近2年間に事業実績があること。</p> <p>(3) 市税及び国税を完納していること。</p> <p>(4) 申請者又はその役員が次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 暴力団員（和歌山市暴力団排除条例（平成23年条例第28号。ウにおいて「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 法人で、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員に該当する者</p> <p>ウ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者</p> <p>エ 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で暴力団又は暴力団員を利用している者</p> <p>オ 暴力団若しくは暴力団員の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、相当の反対給付を受けないで金品その他の財産上の利益を供与した者</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではない者</p> <p>(6) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではない者</p>
<input type="checkbox"/>	<p>補助対象事業</p> <p><u>次の要件をいずれも満たす事業であること。</u></p> <p>(1) 市外からの誘客が見込める事業であること。</p> <p>(2) 補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から2年間継続して観光コンテンツの提供を行える事業であること。</p> <p>(3) 和歌山市稼げる観光コンテンツ創出支援事業補助金交付要綱に基づく補助金以外の補助金、負担金等の経済的支援を受けていない事業であること。</p> <p>(4) 本市が共催していない事業であること。</p> <p>(5) 観光コンテンツの提供が市内で行われる事業であること。</p> <p>(6) 新規の事業であること又は過去に実施したことのある事業のうち、発展若しくは拡充が行われる事業であること。</p> <p>(7) アンケート調査等で、事業の評価、参加者の属性、宿泊客数、NPS（ネットプロモータースコア）等を把握できる事業であること。</p> <p><u>上記にかかわらず、次に該当する事業は、補助対象事業としない。</u></p> <p>(1) 物品の購入及び施設の新設や改修を主たる目的とする事業</p> <p>(2) 既存事業の軽微な変更など、新規性に乏しい事業</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められる事業</p> <p>(4) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある事業</p> <p>(5) その他、市長が適当でないと認める事業</p>